

# 柏商工会議所会館改修工事

## 見積要項書

2018年 12月 18日

建築主 柏商工会議所

1. 工事名称 柏商工会議所会館改修工事
2. 建築主 柏商工会議所 会頭 寺嶋 哲生
3. 工事場所 千葉県柏市東上町 7-18
4. 工事規模 構造 : 地上 6 階 鉄骨造  
敷地面積 : 1,126.43 m<sup>2</sup>  
建築面積 : 697.794 m<sup>2</sup> (既存)  
延床面積 : 3,435.151 m<sup>2</sup> (既存)

5. 見積参加資格

見積に参加する資格を有する者は、この公告の日から見積提出期限日まで（柏市の総合評定値については公告の日）において、次の要件を満し、当所の審査により見積参加資格があると認められた者とする。

①. 共同企業体の結成

見積提出期限日において、次の要件を満たす共同体を結成していること。

ア 2社により構成される共同企業体であること

イ 共同企業体の構成は共同施工方式であること

②. 柏商工会議所の会員事業所

共同企業体の代表及び構成員は、共に柏商工会議所に5年以上加入しており、且つ納期の到来している会費を完納していること。

③. 柏市への登録状況

共同企業体の代表及び構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 建築一式工事について、柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者、又はこの公告の日6ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（柏市の競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く）に該当しないこと。

オ 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月制定）に基づく、指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要綱（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと

カ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止を受けていないこと。

④. 所在

共同企業体の代表者は本店が柏市内または入札権限が委任された支店等が柏市内にあること、及び共同企業体の構成員は本店が柏市内にあること。ただし、本店又は入札権限が委任された支店等は、人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。電話の転送等は原則として認めない。一時的な転送においては、転送先が別法人や雇用関係のない個人等ではないこと）。

⑤. 許可

建築一式工事については、共同企業体の代表者は建築業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定建設業の許可を受けていること。また、共同企業体の構成員は建築業法（昭和2

4年法律第100号)第3条の特定建設業または一般建設業の許可を受けていること。

⑥. 総合評定値

総合評定値(建築業法第27条の29第1項の総合評定値で、この公告の日において柏市に登録されているものをいう)が、建築一式工事について、共同企業体の代表者は800点以上、及び共同企業体の構成員は700点以上であること。

⑦. 社会保険の加入

共同企業体の代表者及び構成員は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下「社会保険等」という)に加入していること。

6. 見積仕様書

① 見積要項書

② 仕様書

計26枚(参考図含まず)

共 通	2 枚
建 築	21 枚
電気設備	2 枚
機械設備	1 枚

(参考図) 既存建物竣工図 . . . . . 207 枚

③ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 各工事共通仕様書(最新版)

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 各改修工事共通仕様書(最新版)

※1. 優先順位は、特記仕様書C. 1. eによる。但し、建築主の定める仕様書あるいは基準図等と比して、建物の品質に関わる性能基準に相違がある場合は、図書の優先順位に関わらず条件の厳しい項目、内容を採用するものとする。

※2. ①～②は貸与とする。③は各自購入すること。

(見積仕様書のCD-R「PDFデータ」等は、13.bにより一括して返却する。)

※3. 質疑応答書は添付用紙ワードファイル使用のこと。

7. 見積範囲等

- 1) 見積範囲については見積用仕様書に記載する全てとする。
- 2) 工事請負者は本工事の適切な遂行と完成のために当然必要な全てを供給する。本工事に付帯する工事、作業、機器、材料及び他工事(関連別途工事を含む)との取合い調整等は仕様書に記載が無くとも本工事に含む。
- 3) 建築主・監理者が要求する竣工図(テナント配布用白図作成等を含む)、施工図(追加変更設計対応含む)へ協力は本工事に含む。
- 4) 工事及び見積範囲に疑義のある場合は、必ず本見積要項書による質疑応答にて明確にすること。
- 5) 解体工事
- 6) 実施設計料を提示すること(株式会社INA新建築研究所は、本仕様図書作成及び監修するものとする)。

8. 工 期

工事内容	着 工	工事完了	
4階貸会議室の移動間仕切: 撤去処分・新設工事	2019年8月9日	2019年8月24日	2019年8月25日 使用開始

※上記を踏まえた全体工期を提案すること。

9. 契 約

民間(旧四会)連合協定による工事請負契約書・同約款による。

但し、同契約書に以下の特約事項を追加し、同約款条文を修正するものとする。(別紙、記入例参照)

- 1) 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款(平成28年(2016年)3月改訂版)の下記条文を修正又は削除する。

~~第3条(1) 削除(関連工事の調整)抹消~~

- 第9条(1) ~~b~~ ~~削除(全質疑へ技術的検討)抹消~~  
 第9条(1) d項を除き、本条文の「承認」行為は「確認」と読替える  
 第26条(2), (3), (4) 削除(完成前部分払い請求)  
 第27条(3) 削除(未指摘の設備機器等の瑕疵除外)  
 第29条(1) b, c, d, f, g 削除(請負額の変更・追加条件)  
 第29条(2) 「は変更時の時価」7字削除し、以下「も監理者の確認をうけた請負代金内訳書の単価」挿入する(増加工事単価の固定)

2) 同約款と見積要項書に相違がある箇所は見積要項書を優先する。

#### 10. 工事金支払条件

着工時	40%現金支払(消費税含)
竣工引渡時	50%現金支払(消費税含)
検収時(竣工1ヶ月後目途)	10%現金支払(消費税含)

※検収時は是正工事完了及び竣工書類(竣工図含む)一式提出後検収とする。

支払条件：現金支払は末日〆、翌月末日現金(消費税含)支払とする。

※但し、完成検査時の是正工事がある場合は是正完了後、竣工書類一式(竣工図含)が未提出の場合は提出後の支払とする。工事中に追加又は削減工事を行った場合には最終支払時に清算し支払うものとする。

#### 11. 工事保険

保険会社の指定	指定なし
保険の種類	建設工事保険、請負賠償責任保険、火災保険
契約期間	工事着工より竣工引渡しまでの間。
契約金額	工事出来高に相当する金額とする。 (保険契約書の写しを、1部建築主に提出すること。)

#### 12. かしの担保

かし担保期間	契約書及び設計図書による。
かしの調査	引渡し後6ヶ月、1年以内 及びかし担保期間終了時に、契約当事者立ち会いの上、請負者負担でかしの調査を行う。

#### 13. 見積書の提出

- a. 提出
- |      |   |
|------|---|
| 提出期日 | 2019年2月7日(木) 12時着まで   |
| 宛名   | 柏商工会議所 会頭 寺嶋 哲生   |
| 提出先  | 柏商工会議所 総務部総務課課長 橋本 理知<br>住所：千葉県柏市東上町7-18<br>電話：04-7162-3325 |
| 提出方法 | 見積書類を1部ずつ封筒に入れて厳封し、見積社名を明記の上提出する。(提出書類は送付のこと)               |
- b. 提出書類
- |  |     |
|--|-----|
| 見積書  | 計3部 |
| 工程表(設計期間も含め実施工程と相違なき程度のネットワーク工程表)              | 計3部 |
| 仮設計画書(仮囲い等)                                    | 計3部 |
| ※着工までに施工体制表(予定監理技術者または主任技術者の経歴実績書添付)を提出すること。   |     |
| ※見積用仕様書は全て見積書提出後返却者名を明記し提出先担当者宛へ一括して返却する。(郵送可) |     |

#### 14. 図面交付

場所	柏商工会議所会館 3階 302会議室 住所：千葉県柏市東上町7-18
電話	04-7162-3325
日時	2019年1月9日(水)
※時間については追って事務局から連絡する。	

## 15. 見積参加申請手続き

- a. 参加申請 対象工事の見積への参加を希望する者（以下「見積参加申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。
- ① 見積参加誓約書
  - ② 建設工事共同企業体協定書
- b. 提出期日 2019年1月17日 12時までに持参の上、提出のこと。

## 16. 質疑応答

- a. 質疑書提出期日 2019年1月17日（木） 17時まで
- b. 応答書交付期日 2019年1月24日（木） 17時まで  
質疑の内容により多少前後する場合があります。
- c. 提出及び応答場所 柏商工会議所  
総務部総務課課長 橋本 理知  
住所：千葉県柏市東上町7-18  
電話：04-7162-3325  
株式会社 I N A 新建築研究所  
設計部担当 渡辺（優）、望月  
東京都文京区白山3丁目1番8号  
電話：03-5802-3233
- d. 書 式 添付用紙の書式を使用し、まとめてメールにて送信のこと。  
（見積社名は別紙に明記し、ワードファイルにて提出）  
質疑が無い場合でも「無い」旨のメールを送信のこと。  
質疑の送信先は下記による。（下記2箇所を同時送信）  
送付先 E-mail：info@kashiwa-cci.or.jp  
C C E-mail：watanabe-yu@newarch.co.jp  
C C E-mail：mochizuki-s@newarch.co.jp  
応答は質疑送付者にメールにて行う。

## 17. 見積書の書式・区分

工事区分・別途工事は、仕様書による。

注1：仕上工事については内部・外部ごとに小計をつくること。

注2：建築工事及び各設備工事に於いては添付見積範囲区分に基づき積算すること。

注3：出精値引がある場合は値引分を見積書内直接工事費各単価へ同率に振分けた見積書として作成する。この場合、工事請負契約は本見積書を添付図書として契約する。

## 18. 関連別途工事

- ①テナント内装工事
- ②機械警備機器工事（配線用の空配管は本工事に含む）
- ③その他仕様書による。

## 19. 工事請負者の選定

提出された見積書その他図書等を精査し選定する。選定対象については、別紙「工事内容一覧表」の工事内容について行う（「参考見積内容一覧表」については参考見積とする）。尚、談合があると思われる場合は本見積合わせを無効とすることがある。選定に係る経過の公表、及び結果に対する質疑は一切受け付けない。

## 20. 近隣等

工事に関して、近隣の安全対策には万全を期すること。又、近隣施設、近隣工事、敷地内作業等との間で工事遂行上支障をきたさぬよう十分注意し配慮すること。

本工事に起因した事故、周辺道路、土地建物等の損傷、電波障害及び建設に伴う近隣渉外説明を含め近隣苦情処理の一切は工事請負者の責任において対応し解決すること。但し、建築主が必要と認めた場合に限り、建築主はその問題の解決及び処理に向け工事請負者に協力する

ものとする。又これに係る費用は工事請負者負担とし見積に含むものとする。

## 2.1. 物価スライド

物価スライドによる請負金額及び追加工事に対する単価の増額は認められない。

## 2.2. 電気料金

工事の引渡し迄の基本料金及び、使用料金は工事請負者負担とする。

基本料金については、日割り計算とする。

負担金は別途とする。

## 2.3. 上下水道・ガス料金

工事の引渡し迄の基本料金及び、使用料金は工事請負者負担とする。

基本料金については、日割り計算とする。

負担金は別途とする。

## 2.4. 官公署その他の手続き

工事着工から竣工引渡までの工事上諸手続き（道路、工事用土地、電力、ガス、上下水引道、工事用）及び建物完成の為に必要な検討図、打合書類等はその費用を含め一切を工事請負者にて行うものとする。

## 2.5. 施工図、検討図の作成

建築主・監理者が建物完成に必要な検討図、総合図、施工図、打合せ記録等の作成はその費用を含め一切を工事請負者にて行うものとし速やかに対応すること。

## 2.6. 関連（別途）工事に対する協力

工事を工期内に完成する為に密接な関連（別途）工事に関しては、相互に協力し諸官公署等の検査を受けられるよう工事請負者が運営管理の統括責任を負う。工事請負者は関連（別途）工事の施工に協力し、別に定めのない限り関連（別途）工事請負者に対し工事に必要な一切の便宜を供与する。これらに要する費用は見積に含むものとする。また、円滑に工事進捗が行われるよう施工図・施工計画書などの作成に際し、関連（別途）工事との取合い、納まりについての検討調整を行ない、建築主・官公署、関係機関他と充分協議調整すること。これに伴う各種申請書の作成等は費用含め工事請負者が行なう。

## 2.7. 追加工事の基準

設計変更における工事費単価は下記により監理者の審査を受けた事項とする。

- 1) 本契約見積書に記載の無い単価は、監理者の指示による類似単価とすることができる。
- 2) 設計条件に追加変更工事が生じた場合は、請負契約時の見積内訳書による単価清算を原則とする。内訳書に出精値引がある場合は、値引き同率に調整した単価清算とする。  
又、追加変更工事が生じた場合は、変更内訳の見積書を当該工事の施工前に提出し、建築主及び監理者と協議を行い書面にて確認を得た事項のみ認めることとする。
- 3) 建築主の事由により工事の着工及び竣工引渡日の遅延がある場合、3ヶ月までは工事費の追加増額は認めないものとする。
- 4) 見積の脱漏は見積金額に含むものとし、工事金額に変更無く当該工事を遂行すること。

## 2.8. VE提案の採用

建築主及び設計者合意の上採用されたVE項目は、関連する部位における所定設計性能を維持できる範囲までを含み、且つこれに係る変更設計費用（申請手数料含）を含むものとする。尚、工事請負契約設計図書に同VE項目の図面変更を行う場合は、工事請負者が変更設計図書の作成に協力すること。

## 2.9. 特記仕様書補足事項

- 1) 作業所職員は、工事請負契約書に定める監理技術者または主任技術者を含む2人以上を

常駐させ施設内や外部からの対応が常にとれる体制とすること。

予定する監理技術者または主任技術者は、建設する施設の内容について、同種の施工経験とその専門知識を十分に有する者とし本工事の専任とする。又、担当した施工実績については監理者の確認の上で建築主の了解を得るものとする。

- 2) 建築主が監理者の助言により工事請負契約約款の条項において不適任と判断し職員の交代を要求した場合は速やかにこれに従うこと。尚これによる工程遅延等は一切認めない。
- 3) 作業員不足等工事請負者の責任において発生する工期の遅延・延長は認められない。施工上の不測の事由により工事工程が7日以上遅れる場合は建築主に修正工程表と遅延原因と対策を明記した遅延届け(全工事で施工品質を確保する具体的方法を明記)を遅滞なく提出し、建築主と監理者に了解を得ること。工期遅延に伴ういわゆる突貫工事による品質低下は認めない。
- 4) 施工図作成に関し、同種施設の施工図作成に十分な経験ある技術者を専任させ、且つ作業所内にて行なうことを原則とする。選定にあたっては施工図作成実績、事例を事前に提出し監理者の確認を得るものとする。また、建物引渡しに当たっては設計図書を修正した竣工図及び施工図集を提出すること。内容、方法、部数等は監理者の指示に従うこと。尚、これに係る費用は本工事に含むものとする。
- 5) 各工種の技士・技能者に関し、特に建物品質に大きく影響する躯体工事等の予定者(例、コンクリート技士)は常駐体制等も含め事前に設計・監理者の確認を得て配置すること。
- 6) 着工後速やかに設備施工者を決定し施工図作成等の工事に支障の無いよう図ること。また決定までの期間については躯体スリーブ検討、総合図検討、施工図作成等に責任ある処置の出来る職員配置をすること。検討不良による追加工事は認めないものとする。
- 7) 統括する元請工事請負者の設備担当(電気設備・機械設備工事)は十分な経験と知識を有するものを監理技術者として配置すること。設備担当は定例会議・分科会に出席し機械設備・電気設備に関する建築工事との調整、質疑にまとめ監理者と協議すること。施工図・施工要領書には全て捺印を行い常に現場の状況を把握すること。また、設備施工者の担当者の選定にあたっては元請工事請負者の責務において適切に行なうこと。
- 8) 仕様書に定められた各工事の施工あるいは発注は、着手及び発注前に必ず工事項目ごとに十分に内容検討された施工図を提出して、建築主及び監理者の事前確認を受けること。これによらず施工された場合は解体・是正を求める事がある。又、工事請負者は建築主及び監理者より是正を求められた場合は、工事請負者の責任において誠意をもって速やかに対応し、当該処置結果について建築主及び監理者の確認を受けること。
- 9) 建築物の基本的機能である構造体、防水、止水、安全等に関する事項については監理者が指定した施工図、施工要領書、検査写真、検査記録(自主検査記録も含む)を竣工時に建築主及び監理者に提出すること。
- 10) 仕様書に相違がある場合、工事請負者は設計者・監理者に対し書類にて質疑を行い定例会議にてその内容を確認し建築主、設計者・監理者の確認を得て記録した内容を正式な事項とする。
- 11) 工事を完成させる為の建築主へのプレゼンテーションや検討に要する軽微な模型、型板見本などは、施工に先立ち設計者・監理者の指示によりサンプルを制作し確認を受ける。また、発注者から承認を受けた模型、型板、見本は、工事完成時の検査に照合する為、使用箇所および確認の記録(設計者・監理者の指示によるカラスキームボード)を作成し完成引渡し時まで保管する。

### 30. その他

- 1) 工事の記録（協議記録）
  - a. 建築主及び設計者・監理者との協議記録及び、電話、メール等の媒体での協議等について工事請負者の責任で文書化し記録資料を作成すること。
  - b. 上記記録について建築主及び設計者・監理者の内容確認を得た事項のみ有効とする。
- 2) 本工事にかかる下請業者及び、製作メーカー推薦について建築主の指示・要望を早期に把握し速やかな調整対応すること。これによる工事期間の遅延は認めない。
- 3) 工事中に監理者が行う各種検査等は工事請負者の全数検査合格記録に基づく無作為抽出による検査又は記録確認とする。施工後に発見された不具合の是正は工事請負者にて速やかに行なうこと。
- 4) 工事請負者は各製作図・施工図について、経年変化等見えない瑕疵の未然防止を十分に考慮し、責任を持って作成・対応するものとする。又、施工上の都合による仕様変更、設計図書との相違が生じる場合は、経年的にも支障ない旨の見解書と検討資料等を添えて、建築主及び設計者・監理者に変更を提案する事が出来る。変更提案により不具合が生じた場合には工事請負者は責任を持って是正対応に当たること。
- 5) 柏市定期報告制度に基づく各種届出を行うこと。

### 31. 解体工事の留意事項・工事条件

- 1) 解体撤去の見積りにあたっては、現地を確認の上アスベスト使用建材等の有無の確認他、解体方法、処分方法等について適切な見積りとする。更に調査が必要と判断した場合は、調査費用及び解体処分費用を見積りに反映させること。現地確認に伴い疑義が生じた場合、必ず本見積り要項による質疑応答にて明確すること。
- 2) 解体撤去によって生じた隣接部の破損は、現状の仕様に基づき、且つ建設時の各法令・条例等を満足するよう復旧すること。また解体による塵・ほこりについては各機器、器具等を含め清掃費用を見込むこと。
- 3) 解体撤去によって生じる各種廃材料の処分は、工事請負者にて法令、条例を遵守しその申請費用も含め適切に行い記録書類を残すこと。産業廃棄物の処理はマニフェスト伝票を発行し写しを提出すること。
- 4) 本件の解体工事で発生するPCB関連の保管について、現場にて適切に取纏め、法令に従い保管容器に梱包後、建築主にて確保している管理場所へ引き渡す事とする。これに関する注意喚起表示、保管容器類含め本工事として見込むこと。

3 2. 見積書内訳順序（該当する工事項目で構成する）

総括表（大項目）の構成

- A. 共通仮設工事
- B. 建築工事
- C. 電気設備工事
- D. 空調換気設備工事
- E. 給排水衛生設備工事
- F. 昇降機設備工事
- G. 特殊機械設備工事
- H. 開発工事・外構工事
- I. 解体・撤去
- J. 諸経費
- 合計

中項目の構成

(A) 共通仮設工事

(B) 建築工事（該当項目を適宜追加・削除する）

1. 仮設工事			小計
2. 土工事			小計
3. 地業工事			小計
4. 鉄筋工事			小計
5. コンクリート工事			小計
6. 型枠工事			小計
7. 鉄骨工事			小計
1.～7.計			
8. 組積及びレンガ工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
9. 防水工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
10. 石工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
11. タイル工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
12. 木工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
13. 屋根及び樋工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
14. 金属工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
15. 左官工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
16. 建具工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
16.1 鋼製建具工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
16.2 木製建具工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
16.3 硝子工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
17. カーテンウォール工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
18. 塗装工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
19. 内装工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
20. ユニット及びその他工事	a)外部・計	b)内部・計	小計
8.～20.計	a)外部・計	b)内部・計	
合計			

(C) 電気設備工事（該当項目を適宜追加・削除する）

1. 受変電設備工事	小計
2. 発電設備工事	小計
3. 電力貯蔵設備工事	小計

4. 中央監視制御設備工事	小計
5. 幹線動力設備工事	小計
6. 電灯・コンセント設備工事	小計
7. 構内交換設備工事	小計
8. 電気時計設備工事	小計
9. 拡声設備工事	小計
10. テレビ共同受信設備工事	小計
11. 機械警備設備工事	小計
12. 表示設備工事	小計
13. インターホン設備工事	小計
14. ナースコール設備工事	小計
15. 監視カメラ設備工事	小計
16. 構内情報通信網設備工事	小計
17. 駐車場管制設備工事	小計
18. 避雷設備工事	小計
19. 入退室管理設備工事	小計
20. 火災報知設備工事	小計
21. 映像・音響設備工事	小計
22. 舞台照明・音響設備工事	小計
23. 航空障害灯設備工事	小計
24. 構内配電線路設備工事	小計
25. 構内通信線路設備工事	小計
26. テレビ電波障害防除設備工事	小計
27. 大型映像設備工事	小計
合計	

(D) 空調換気設備工事（該当項目を適宜追加・削除する）

1. 熱源機器設備工事	小計
2. ダクト及び制気口設備工事	小計
3. 配管設備工事	小計
4. 換気設備工事	小計
5. 排煙設備工事	小計
6. 自動制御設備工事	小計
7. 気送管設備工事	小計
8. エアー配管設備工事	小計
合計	

(E) 給排水衛生設備工事（該当項目を適宜追加・削除する）

1. 給水設備工事	小計
2. 給湯設備工事	小計
3. 排水設備工事	小計
4. 衛生器具設備工事	小計
5. ガス設備工事	小計
6. LPG 設備工事	小計
7. 消火設備工事	小計

8. 厨房機器設備工事	小計
9. ろ過設備工事	小計
10. 医療用ガス設備工事	小計
11. 雨水再利用設備工事	小計
12. 浄化槽設備工事	小計
13. 排水再利用設備工事	小計
14. プール設備工事	小計
15. さく井設備工事	小計
16. 融雪設備工事	小計
合計	

(F) 昇降機設備工事（該当項目を適宜追加・削除する）

1. エレベーター本体取付工事	小計
2. エスカレーター本体取付工事	小計
3. 三方枠等関連造作工事	小計
合計	

(G) 特殊機械設備工事（該当項目を適宜追加・削除する）

1. 機械式駐車設備工事	小計
2. ゴンドラ設備工事	小計
3. 搬送設備工事	小計
4. ゴミ処理設備工事	小計
合計	

(H) 開発工事・外構工事（該当項目を適宜追加・削除する）

1. 造成及び擁壁工事	小計
2. 雨水排水工事	小計
3. 舗装工事	小計
4. 困障工事	小計
5. 植栽工事	小計
6. 付属棟（簡易構造体等）工事	小計
7. 敷地外整備工事	小計
合計	

(I) 解体・撤去工事（該当項目を適宜追加・削除する）

1. 解体・撤去	小計
2. 埋設物撤去	小計
3. 工作物撤去	小計
合計	

(J) 諸経費

合計

総合計(消費税は含まない)



柏商工会議所会館改修工事  
工事内容一覧表

番号	項目	工事内容	金額 (円)
<建築>			
1	外壁	外壁改修（東面：タイル撤去・吹付タイル新設、北・南・西面：タイル部分張替え・樹脂注入工法、機械式駐車場外壁面：塗装補修）	
2	機械式駐車場	機械解体撤去（本体残置）後、事務所に改修	
3	二酸化炭素ボンベ庫	ボンベ処分後、ボンベ庫を倉庫に改修	
4	4階貸会議室の移動間仕切	撤去・新設	
5	外構	駐車場タイル撤去・半たわみ舗装新設、一部植栽撤去	
計			0

柏商工会議所会館改修工事  
参考見積内容一覧表

番号	項目	工事内容	金額 (円)
＜建築＞			
1	エレベーター	巻上機撤去・新設、耐震化等	
2	6階テラス	屋上緑化撤去、デッキ新設	
3	O Aフロア	がたつき解消	
＜電気設備＞			
4	火災報知機	撤去・新設	
5	音響設備	301会議室のA V設備撤去・新設	
6	非常用発電機設備	撤去・新設	
7	4階会議室	照明点滅系統変更	
8	照明設備	会館全体をLED化	
9	非常用照明	会館全体をLED化	
10	誘導灯	経年劣化のため交換 (LED化)	
11	放送設備	経年劣化のため交換	
12	インターホン	経年劣化のため交換	
13	トイレ呼出	経年劣化のため交換	
14	T V共聴	経年劣化のため交換	
＜機械設備＞			
15	衛生設備	大便器改修	
16	加圧給水ポンプユニット	経年劣化のため交換	
17	排水ポンプ (雑排水・汚水)	経年劣化のため交換	
18	電気温水器	経年劣化のため交換	
19	屋内消火栓ポンプ	経年劣化のため交換	
20	送排風機 (給排気ファン)	経年劣化のため交換	
21	天井扇・換気扇	経年劣化のため交換	
22	空調機操作盤	経年劣化のため交換	
			計
			0